現行	改定
「東武鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則に関する特約」	「東武鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則に関する特約」

(前略)

(モバイル I C定期乗車券等の発売)

- 第10条 旅客がモバイルPASMOおよびApple PayのPASMOに定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、購入に必要な事項等を入力のうえ、旅客営業規則に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。
- 2 モバイルPASMOおよびApple PayのPASMOに通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の7日前までに、サポートセンターに対して所定の申し込みを行い第3項に規定する方法により購入に必要な証明書類等を提出するものとする。
- (1) 新規購入の場合
- (2) 4月1日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合
- (3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ4月30日を超えるものを購入する場合
- (4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路が変更となる場合
- 3 前項による提出方法は、次の各号のいずれかとする。
- (1) 購入申込書と通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せて郵送する。
- (2) 電子ファイル化した通学証明書、または通学定期乗車券購入兼用証明書を送信する。
- 4 第2項により購入したモバイルIC定期乗車券の有効期間、有効区間、経由ならびに発売額等、IC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルPASMOおよびApple PayのPASMOの画面および会員メニューにより確認することができる。
- **5** クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点をもって行われる。
- 6 第1項および第2項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定めるIC鉄道事業者のICカード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、旅客が18才となる年度の3月31日以前を使用開始日とする通学定期乗車券、東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券および実習用通学定期乗車券の発売はしない。
- 7 モバイルIC定期乗車券の有効期間開始前または有効期間中に同一のモバイルIC乗車券に別の定期券情報 を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経由にて継続購入する場合を除く。
- **8** モバイルPASMOおよび Apple Pay の PASMO へ企画乗車券の発売は行わない。

(モバイルPASMOの発行替え)

- 第11条 PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する 特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関 する特約の定めによる。
- 2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。
 - (1)無記名PASMO
 - (2) I Cバス事業者の持参人式 I C定期券が付加された無記名 P A S M O
 - (3) 定期乗車券の機能を、別に定める I C事業者以外で付加した I C定期乗車券
 - (4) 18歳となる年度の3月31日以前を有効開始日とする通学定期乗車券機能または東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたIC定期乗車券
 - (5) 小児用PASMOおよび一体型PASMO
 - (6)企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO
- (7) その他、当社が特に認めたもの
- **3** モバイルPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

第10条 旅客がモバイルPASMOおよびApple PayのPASMOに定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、購入に必要な事項等を入力のうえ、旅客営業規則等に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。

(前略)

- 2 モバイルPASMOおよびApple PayのPASMOに通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の7日前までに、サポートセンターに対して所定の申し込みを行い第3項に規定する方法により購入に必要な証明書類等を提出するものとする。
- (1) 新規購入の場合

(モバイル I C定期乗車券等の発売)

- (2)4月1日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合
- (3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ4月30日を超えるものを購入する場合
- (4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路が変更となる場合
- **3** 前項による提出方法は、次の各号のいずれかとする。
- (1) 購入申込書と通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せて郵送する。
- (2) 電子ファイル化した通学証明書、または通学定期乗車券購入兼用証明書を送信する。
- **4** 第2項により購入したモバイルIC定期乗車券の有効期間、有効区間、経由ならびに発売額等、IC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルPASMOおよびApple PayのPASMOの画面および会員メニューにより確認することができる。
- **5** クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点をもって行われる。
- 6 第1項および第2項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定めるIC鉄道事業者のICカード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、実習用通学定期乗車券の発売はしない。
- 7 モバイルIC定期乗車券の有効期間開始前または有効期間中に同一のモバイルIC乗車券に別の定期券情報 を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経由にて継続購入する場合を除く。
- **8** モバイルPASMOおよび Apple Pay の PASMO へ企画乗車券の発売は行わない。

(モバイルPASMOの発行替え)

- 第11条 PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。
- 2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。
 - (1)無記名PASMO
 - (2) I Cバス事業者の持参人式 I C定期券が付加された無記名 P A S M O
 - (3) 定期乗車券の機能を、別に定める I C事業者以外で付加した I C定期乗車券
 - (4) 小児用PASMOおよび一体型PASMO
 - (<u>5</u>) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO
 - (6) その他、当社が特に認めたもの
- **3** モバイルPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(Apple PayのPASMOの発行替え)

- **第11条の2** PASMOカードから Apple Pay の PASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。
- 2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。
- (1) I Cバス事業者の持参人 I C定期乗車券が付加された無記名 P A S M O
- (2) 定期乗車券の機能を、別に定める I C事業者以外で付加した I C定期乗車券
- (3) 18歳となる年度の3月31日以前を有効開始日とする通学定期乗車券機能または東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたIC定期乗車券
- (4) 小児用PASMOおよび一体型PASMO
- (5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されている PASMO
- (6) 有効なバス I C一日乗車券の機能が付加されている P A S M O
- (7) 第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないPA SMO
- (8) その他、当社が特に認めたもの
- **3** Apple Pay の PASMO から PASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイル I C乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(中略)

(免責事項)

- **第18条** 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた 損害については、当社はその責めを負わない。
- **2** 携帯情報端末等を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。
- **3** モバイルPASMOまたはApple PayのPASMOを使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイルIC乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。
- **4** 第11条に定める発行替えおよび第17条に定める携帯情報端末等の機種変更、紛失または故障に伴うモバイルIC乗車券の再発行により、PASMO ID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

(後略)

(Apple Payの PASMO の発行替え)

- **第11条の2** PASMOカードから Apple Pay の PASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。
- 2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。
- (1) I Cバス事業者の持参人 I C定期乗車券が付加された無記名 P A S M O
- (2) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券
- (3) 小児用PASMOおよび一体型PASMO
- (4) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO
- (5) 有効なバスIC-日乗車券の機能が付加されているPASMO
- ($\underline{6}$) 第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないPASMO
- (7) その他、当社が特に認めたもの
- **3** Apple Pay の PASMO から PASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイル I C乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(中略)

(免責事項)

- **第18条** 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた 損害については、当社はその責めを負わない。
- **2** 携帯情報端末等を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。
- **3** モバイルPASMOまたは Apple Pay の PASMO を使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイルIC乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。
- **4** 第11条に定める発行替えおよび第17条に定める携帯情報端末等の機種変更、紛失または故障に伴うモバイルIC乗車券の再発行<u>、その他コンピュータシステム処理等</u>により、PASMO ID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

(後略)

付 則

この特約は、2023年3月18日から実施する。